

広島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年三月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|------|---|-----------------|------------------|----------------------------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 呉市阿賀中央六丁目三五九七番五地先から 呉市阿賀中央六丁目三九二二番一地先まで | | | 七・二〇〇 五・一〇〇 | 一五二・〇〇 | ルート変更 不用物件延長 五八・五〇メ ートル |